

愛知県賃貸住宅供給促進計画（概要）

経緯

- 高齢者等の住宅確保要配慮者（※）の増加
- 民間の空き家・空き室の増加
- 住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅登録制度（登録住宅）の創設等を柱とする「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（住宅セーフティネット法）が改正
 - ・公布（H29. 4. 26）
 - ・施行（H29. 10. 25）

※ 住宅確保要配慮者
低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯、被災者、外国人等の住宅の確保に特に配慮を要する者（法第2条、省令第3条）

○愛知県賃貸住宅供給促進計画有識者懇談会

委員	
【座長】 後藤澄江 日本福祉大学 教授	住宅確保要配慮者
小松 尚 名古屋大学 准教授	地域・まちづくり
松山 明 中部大学 准教授	公営住宅

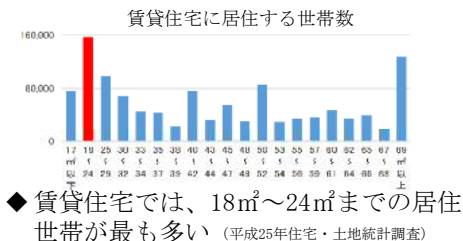
意見を踏まえ

1 計画の背景と目的

- (1) 背景と目的
 - ・ 本県における高齢者を始めとする住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進を目的として定めるもの
- (2) 計画の位置づけ
 - ・ 法第5条第1項に基づく「都道府県賃貸住宅供給促進計画」
 - ・ 法第6条第1項に基づく「市町村賃貸住宅供給促進計画」を策定する際の参考となるもの
- (3) 計画期間
 - ・ 2019年度から2025年度まで
- (4) 県及び市町村の役割
 - ・ 県は関係主体と連携し制度の普及・促進
 - ・ 市町村は空き家対策の一環として主体的に登録制度等を活用

2 住宅確保要配慮者の現状と変化

- (1) 愛知県の人口・世帯数・住宅ストックの状況
- (2) 低額所得者
- (3) 高齢者
- (4) 障害者
- (5) 子育て世帯
- (6) 外国人



3 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

- (1) 住宅確保要配慮者の範囲

国の基本方針で例示	本県独自
・ 海外からの引揚者	・ 失業者
・ 新婚世帯	・ 一人親世帯
・ 原子爆弾被爆者	・ 低額所得者の親族と生計を一にする学生
・ 戦傷病者	
・ 児童養護施設退所者	
・ L G B T	
・ U I J ターン 転 入 者	
・ 住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者	
- (2) 賃貸住宅の供給の目標
 - 1) 公的賃貸住宅の供給の目標
 - ・ 公平かつ的確に供給
 - 2) 登録住宅の供給の目標
 - ・ 10,000戸（2025年度まで）

4 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進施策

- (1) 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進
 - 1) 公営住宅の公平かつ的確な供給
 - 民間活力の導入を含めた計画的な公営住宅の建替や改善の推進
 - 公営住宅の管理の適正化の推進
 - 公営住宅団地の周辺地域を含めた居住環境の整備等の推進
 - 2) 高齢者向け住宅等の供給の促進
 - 新規供給の推進
 - ・ 「愛知県高齢者居住安定確保計画」に基づくサービス付き高齢者向け住宅等の供給等の促進
 - 既存ストックの有効活用
 - 3) その他公的賃貸住宅の各事業主体との連携
 - 各事業主体との情報共有の推進
- (2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進
 - 1) 登録住宅の登録基準の緩和
 - 床面積 18㎡以上
(既存住宅でバリアフリーに配慮したものに限り。)
 - 2) 登録住宅・登録事業者の確保
 - 登録住宅の確保の取組
 - ・ 市町村や居住支援団体、不動産関係団体等の研修会等を通じた賃貸住宅の賃貸人に対する登録制度等の周知及び情報提供
 - 登録事業者の指導・監督の取組
 - 3) 居住支援の取組
 - 居住支援協議会の設立、参画及び活動等
 - ・ 比較的規模の大きな市に対する居住支援協議会設立の働きかけ及び必要な情報提供等の実施
 - 居住支援法人の指定及び指導監督等
 - その他居住支援に資する取組
 - 4) その他の支援
- (3) 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化
 - 1) 賃貸住宅や登録住宅の管理の適正化のために講ずる施策
 - ・ 民間賃貸住宅の賃貸人による入居管理の適正化を図るため、居住支援団体等と連携した講習会等の実施。
 - 2) 賃貸人の啓発のために講ずる施策